

# 第三管区海上保安本部公示第55号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年11月22日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 静岡県静岡土木事務所
- (2) 住所 静岡県静岡市駿河区有明町2-20

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

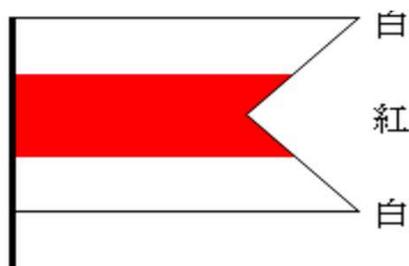
- (1) 区域 静岡県清水海岸（付図のとおり）
- (2) 期間 令和6年12月9日から令和6年12月31日

## 3 水路測量の実施方法

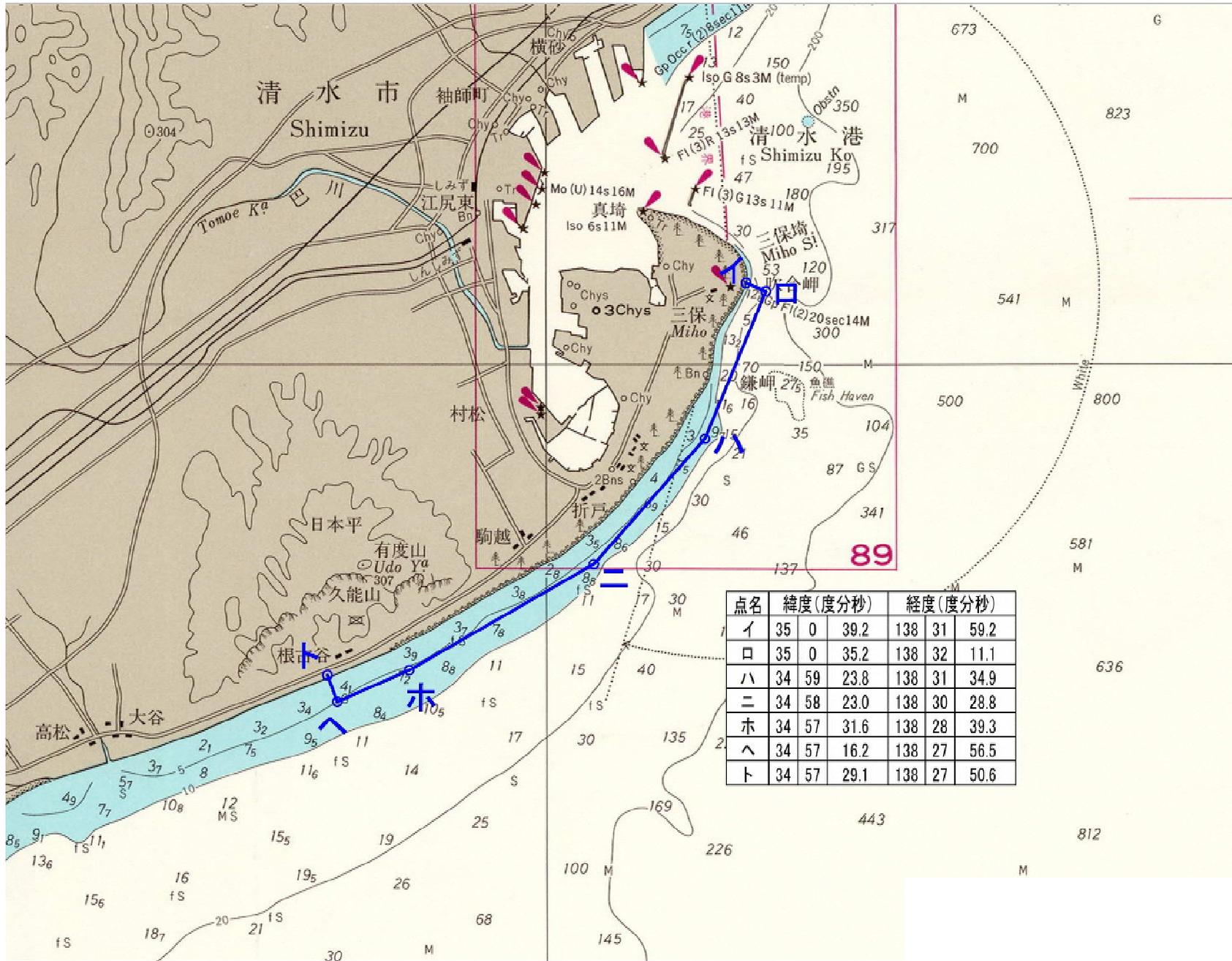
RTK-GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。



測量範囲はイ～ロ及び陸域に囲まれた範囲